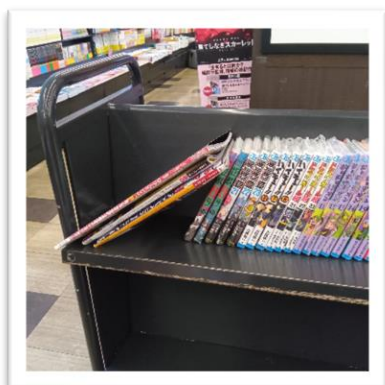
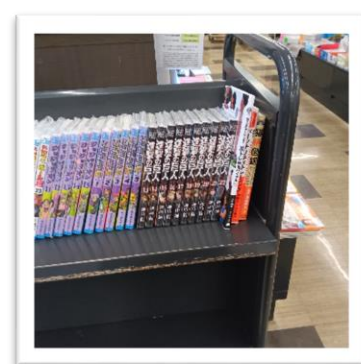


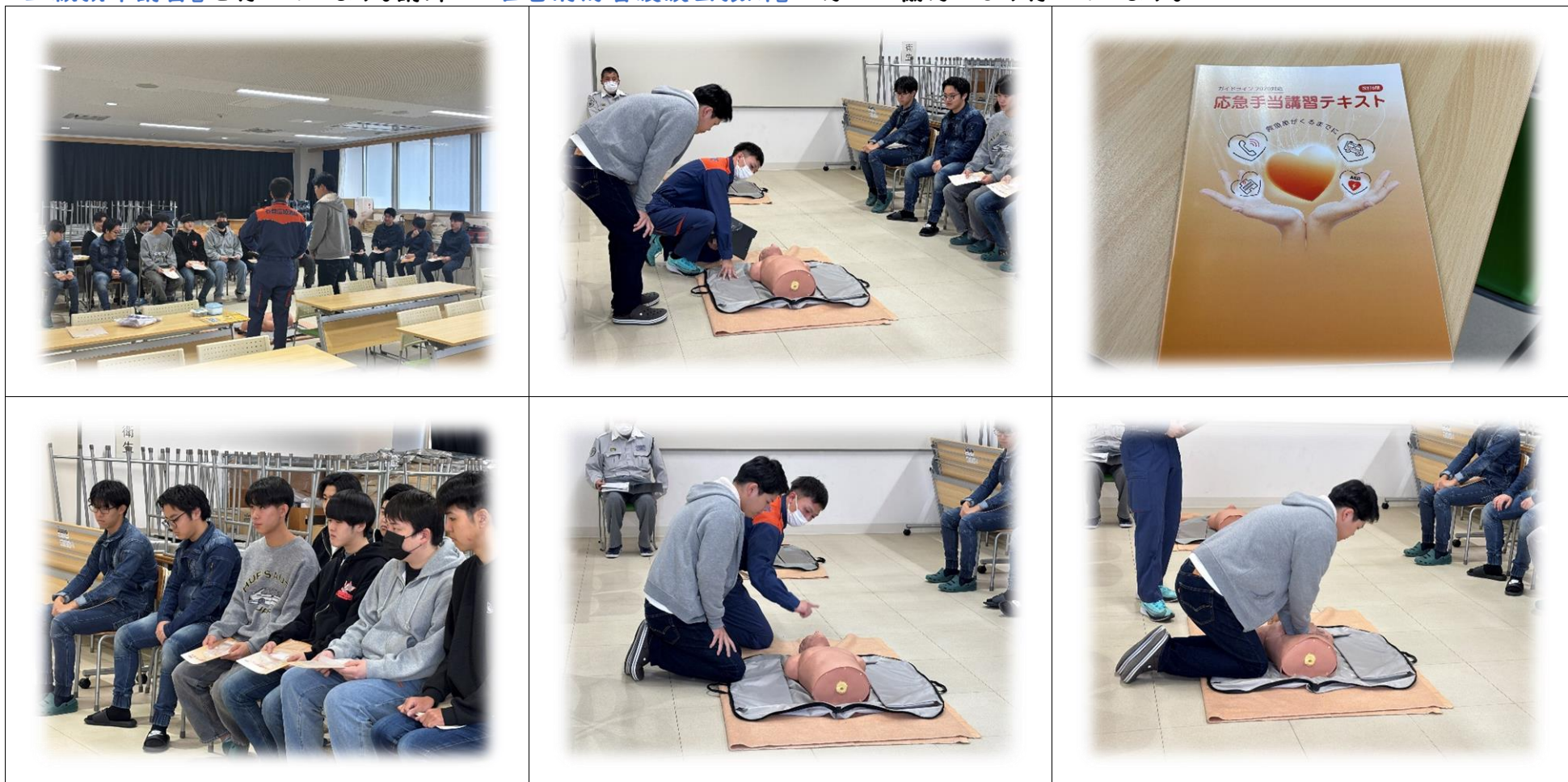
『図書委員 選書会』

11月28日(金)第3期考査終了後の放課後、図書委員5名による『選書会』が行われました！
図書委員の生徒は、『ヤマト屋書店 TSUTAYA 中里店』にて1月から60日間の長期航海実習が始まりますが、『宮城丸』の船内で読む様々な本を選んでいました！



『船舶衛生管理者・上級救命講習』

12月3日(水)専攻科海洋技術科1・2年生15名が、『船舶衛生管理者』資格を取得するため、午前9時～午後5時までの日程で、『上級救命講習』を行っています。講師に『石巻消防署渡波出張所』の方のご協力により行っています。



■ 船舶衛生管理者とは・・・

船員法により義務付けられる資格で、船舶衛生管理適任者を持った者がその任務に就きます。出航すれば何ヶ月も航海を続ける船舶では、乗組員の健康管理、作業環境の保持などの船内衛生管理は非常に重要であります。船舶衛生管理者の主な業務は、

- ① 船員の健康管理・保健指導
 - ② 船内の作業環境・衛生の保持
 - ③ 食料・用水の衛生の保持
 - ④ 医薬品その他の衛生用品、医療書、衛生保護具などの整備・点検
 - ⑤ 船内の衛生管理に関する記録の作成・管理
 - ⑥ その他の船内の衛生管理
- である。

船舶衛生管理者をおく必要がある船舶は、

- ① 遠洋区域・近海区域を航行区域とする総トン数3000トン以上の船舶
 - ② 総トン数3000トン以上の漁船
 - ③ 母船式漁業に従事する母船
 - ④ 国土交通大臣の指定する漁業に従事する漁船
- である。

